

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 25 号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和 41 年三木町規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1 に定める」を「職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 11 号）別表第 1 に定める 1 級から 3 級までの」に改める。

第 4 条中「別表第 2」を「別表第 1」に改める。

第 6 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 6 条の 2 中「別表第 4 に定める昇格時号給対応表」を「三木町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 4 年三木町規則第 6 号。以下「規則」という。）別表第 7 に定める行政職給料表昇格時号給対応表」に改める。

第 7 条中「降格時号給対応表（別表第 5）」を「規則別表第 7 の 2 に定める行政職給料表降格時号給対応表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とする。

別表第 3 中「1 級 13 号給」を「1 級 1 号給」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第 4 及び別表第 5 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。